

特設人権相談所を開設します

～ひとりで悩まず相談してください～

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日から10日までの1週間を「第77回人権週間」とし、全国的に各種行事を企画しています。

前橋地方法務局と群馬県人権擁護委員連合会は、県内の各市町村で、特設人権相談所を開設します。

いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害のほか、家庭内や近所のもめごとなど、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に近くの特設相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。



開催日時：12月5日(金) 午後1時30分～4時 (受付3時30分まで)
 開催場所：安中市役所本庁舎2階 第2相談室・201会議室
 ：松井田支所2階 第4会議室・第5会議室
 (2会場にて同時開催します)

予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

【問い合わせ】

市民環境部市民課市民生活係

TEL027-382-1111(内線1208)